

令和8年度

橋梁長期保全事業

高屋地区ほか市道等橋梁点検業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市内一円

位置図

令和8年度 橋梁長期保全事業 高屋地区ほか市道等橋梁点検業務



特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。
 - 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
 - 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
 - 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R 等）で納品すること。

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	令和8年度 橋梁長期保全事業 高屋地区ほか市道等橋梁点検業務	
委託業務場所	東広島市内一円	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (技術士又はRCCM) 鋼構造及びコンクリート	() (資格要件は別紙参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海 洋	技術士法（昭和58年法律 第25号）第4条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご とのRCCM の資格	技術士登 録等証明 書 又 は RCCM の資 格証の写 し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	下 水 道	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	農 業 土 木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	森 林 土 木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
	水 産 土 木	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格		
	廃 棄 物	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格		
地 質				

	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格		
	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>			
	測量業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>		
	地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>		
	用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>		

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済み を証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記 載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等 業 務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』 に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に 定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

令和 8 年度 橋梁長期保全事業 高屋地区ほか市道等橋梁点検業務

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、「令和 8 年度 橋梁長期保全事業 高屋地区ほか市道等橋梁点検業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

本特記仕様書に記載していない事項については、「設計業務等共通仕様書(広島県)」(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

2 適用の範囲

本業務の適用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 東広島市が管理する橋梁とする。
- (2) 本業務は広島県橋梁定期点検要領(令和 6 年 9 月 広島県道路整備課)(以下、「定期点検要領」という。)に基づき実施する定期点検業務に適用する。

3 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第 1107 条の定めのほか、技術士および RCCM については次に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 技術士(総合技術監理部門:建設-鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門-鋼構造及びコンクリート)
- (2) RCCM(鋼構造及びコンクリート)

4 業務計画書

受注者は、契約後速やかに点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員と協議了承後に提出するものとする。

なお、共通仕様書第 1112 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

- (1) 安全管理計画
- (2) 関連資料貸与請求一覧表

ただし、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

5 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものとする。

- (1) 定期点検要領

6 作業区分

本業務の作業区分は次によるものとする。

- (1) 作業区分 昼間作業（123 橋）
- (2) 施工区分 現場作業及び内業

ただし、現場条件等により作業区分に変更を要する場合は、調査職員と協議するものとする。

7 点検計画準備

点検に先立って、発注者から指定された本業務の対象となる施設についての資料収集及び点検計画を考案する。

橋梁点検で使用する機械は下記のとおり見込んでいる。

- ・橋梁点検車…昼間 3 日
- ・高所作業車…昼間 1 日

施設の状況（現地の交通状況、点検に伴う交通規制の必要、現地調査不可能等）により点検作業が出来ないと考えられる場合には、調査職員と協議するものとする。

8 実施計画書作成

受注者は、作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象位置図
- (2) 業務実施方針（点検方法）
- (3) 実施体制
- (4) 実施工程表
- (5) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (6) その他調査職員が必要と認めたもの

なお、5 業務計画書と重複する場合は、それを省略できる。

9 点検に係る班編制および資格要件

点検の班編制は、3名（点検技術者、点検員、点検補助員）で編成することを基本とし、健全性の診断（部材単位の診断）において適切な評価を行うために、点検を行う者は施設の構造や部材の状態の評価に必要な知識および技能を有することが必要であるため、次の通

りとする。

なお、点検を行う者の資格要件は別紙「資格要件に関する調書」で提出すること。

(1) 点検技術者

次の要件を有するものとする。

- ・ 橋梁の診断に関する相応の資格^{※1}

※1：橋梁の診断に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門－鋼構造及びコンクリート）
- ②RCCM（鋼構造及びコンクリート）
- ③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断）、
又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断）

(2) 点検員

次の要件を有するものとする。ただし、点検技術者が次の要件を有する場合は、点検員に次の要件を求めない。

- ・ 橋梁の点検に関する相応の資格^{※2}または相当の実務経験^{※3}

※2：橋梁の点検に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート、又は、建設部門－鋼構造及びコンクリート）
- ②RCCM（鋼構造及びコンクリート）
- ③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検）、
又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：点検）

※3：実務経験については、広島県の点検要領に基づく点検の実務経験を有する者とする。

(3) 点検補助員

要件は特になし

10 現場点検

道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。現場点検に際しては、次の項目に留意するものとする。

- (1) 橋梁諸元と現地の相違箇所
- (2) 橋歴版及び塗装記録表の内容

(3) 調査職員等の立会い

受注者のみの点検時に、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員等の立会いを求め、その指導等に従い点検を行うものとする。

(4) 緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

1.1 損傷程度の評価

(1) 定期点検実施橋梁について、定期点検要領に基づき損傷程度の判定評価を行う。また定期点検要領に基づき追跡調査の必要がある場合は調査内容について提案すること。

(2) 点検調書は、橋梁毎に作成後、調査職員に提出すること。

1.2 点検結果取りまとめ

(1) 点検評価

診断所見の記載内容は次の事項を想定している。

- ① 力学的機能に基づく機能毎の部材群^{*1)}に想定する状況^{*2)}が生じた際の安全性の状態^{*3)}について評価様式(様式1、2)
- ② 維持管理する上で特別な取り扱いが必要となる可能性がある事象^{*4)}について記録する様式(様式3)

※1) 上部構造・下部構造・上下部接続部・その他(フェールセーフ、伸縮装置)

※2) ・活荷重: 普段、通らないような大型車の通行時や、大型車の連行

・地震: しばしば生じるような地震よりも大きな地震(L1を超える地震)

・豪雨や出水: しばしば生じるような豪雨や出水よりも大きな豪雨や出水(稀に生じる大規模なもの)

・その他

※3) A: B、C以外

B: 致命的な状態とならない程度の変状が生じる可能性がある。

C: 致命的な状態となる可能性がある。

※4) 疲労、飛来塩分による塩害、ASR、防食機能の低下、洗堀、その他

(2) とりまとめ表の作成

損傷の進展過程を明らかにするため、作成した点検調書に基づき前回点検時の損傷状況と比較をしたとりまとめ表を作成するものとする。

(3) 点検データファイル(Access)

点検結果を、別途貸与する点検データファイル(Access)に入力することにより、データ作成を行うものとする。

1 3 再委託の禁止

共通仕様書第 1128 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

- (1) 本業務の計画準備
- (2) 点検計画準備
- (3) 実施計画書作成
- (4) 現場点検（点検調書記入者）
- (5) 損傷程度の評価
- (6) 報告書作成

1 4 成果品資料作成

本業務の成果品は、共通仕様書第 1117 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

- (1) 点検調書の電子データ
- (2) その他調査職員の指示した資料

1 5 打合せ

業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

なお、打ち合わせ回数は 3 回を予定するものとし、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

1 6 他機関との協議

橋梁点検を行う際に河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者との協議が必要となった場合は調査職員と協議を行うものとする。

1 7 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- (1) 既存点検資料
- (2) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

1 8 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

なお、交通誘導警備員は業務着手後、規制を要する日において下記のとおり見込んでいる。

- ・交通誘導警備員（B）…昼間 8 人

現場条件等により、交通誘導員の人数変更または交通規制設備が必要となった場合には、

事前に調査員と協議を行った上で変更対象とする。

19 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を調査職員に報告するものとする。

20 部材番号図作成について

部材番号図作成について現地踏査の結果、見直しが必要とされた場合は事前に調査員と協議を行った上で変更対象とする。

21 その他

- (1) 本業務は、情報共有システムの対象外とする。
- (2) 既存点検調書の諸元内容、位置図、平面図、一般図に現地と相違がある場合は修正を行い、調査職員へ提出すること。
- (3) 本業務の点検結果（点検調書）は、公表の対象となるため、点検者名は管理技術者とする。
- (4) 健全度判定Ⅳと判断する場合は、必ず発注者と協議をすること。
- (5) 本業務の内容に新技術の活用の検討は含んでいない。
- (6) 橋梁現場点検において確認した橋歴版及び塗装記録表については、調査職員へ提出すること。
- (7) 点検結果について、市が指定する様式及び台帳に入力を依頼する場合がある。その際は調査職員と協議し決定する。

参考【様式1】

別紙2 様式1様式2様式3

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等

新様式20240126時点版

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	経度	
(フリガナ)						
管理者名	路下条件	代替路の有無	自導導or一般導	緊急輸送道路	占用物件(名称)	

道路橋毎の健全性の診断

橋梁諸元

告示に基づく健全性の診断結果の区分	架設年度	橋長	幅員	橋梁形式

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

定期点検実施年月日

定期点検者

(株)○○ △△

	想定する状況				
	活荷重	地震	豪雨・出水	その他	
橋(全体として)				()	—
上部構造	写真番号 1	写真番号 1	写真番号	()	—
下部構造	写真番号 2	写真番号 2	写真番号 4	()	—
上下部接続部	写真番号 3	写真番号 3	写真番号	()	—
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号	()	—
その他(伸縮装置)	写真番号	写真番号	写真番号	()	—

全景写真(起点側、終点側を記載すること)



参考【様式2】

別紙2 様式1様式2様式3

様式2

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

新様式20240126時点版

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

上部構造				下部構造							
想定する状況	1. 活荷重	部材群の状態	3. 荷重支持機能(鉛直)が低下	想定する状況	2. 地震	部材群の状態	9. 位置保持機能(鉛直)が低下				
写真番号	1	径間	1	部材番号	Mg01	写真番号	1	径間	1	部材番号	P02
備考	(適宜、特記事項など)			備考	(適宜、特記事項など)						
上下部接続部				下部構造							
想定する状況	1. 活荷重	部材群の状態	3. 荷重支持機能(鉛直)が低下	想定する状況	2. 地震	部材群の状態	9. 位置保持機能(鉛直)が低下				
写真番号	3	径間	1	部材番号	B01	写真番号	4	径間	1	部材番号	F01
備考	(適宜、特記事項など)			備考	(適宜、特記事項など)						

参考【様式3】

別紙2 様式1様式2様式3

様式3

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

新様式20240126時点版

		施設ID	0		定期点検実施年月日	0		定期点検者	(株)〇〇 △△	
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の前提 (近接目視をできた範囲など)	特記事項 (現地での応急措置など)		
	疲労	飛来塩分による塩害	ASR	防食機能の低下	洗掘	その他				
上部構造										
下部構造										
上下部接続部										
その他(フェールセーフ)										
その他(伸縮装置)										
所見	(適宜、所見を記入)									

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
道路施設点検業務					Y2C06 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0601 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C060101 レベル3
	1	式			
打合せ等 中間打合せ2回					Y2C06010101 レベル4
	1	式			
打合せ 中間打合せ2回					VA010100010 00
	1	業務			
橋梁定期点検業務					Y2C0603 レベル2
	1	式			
橋梁定期点検業務					Y2C060301 レベル3
	1	式			
点検計画					Y2C06030101 レベル4
	123	橋			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
点検計画準備 橋梁数 1 2 3 橋	1	式			SHDA0095 00
部材番号図作成	1	橋			Y2C06030102 レベル4
部材番号図作成 コンクリート橋 橋梁数 1 橋	1	式			SHDA0099 00
橋梁現場点検(近接目視点検)	121	橋			Y2C06030103 レベル4
橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数 1 2 1 橋	1	式			SHDA0103 00
橋梁現場点検(近接目視点検) JR跨線橋	2	橋			Y2C06030103 レベル4
橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数2橋 JR跨線橋	1	式			VHDA0103 00
橋梁点検結果取りまとめ	123	橋			Y2C06030104 レベル4
橋梁点検結果取りまとめ 橋梁数 1 2 3 橋	1	式			SHDA0107 00

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
成果品作成					Y2C06030105 レベル4
	123	橋			
成果品資料作成 橋梁数123橋					SHDA0087 00
	1	式			
直接人件費					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費（橋梁定期点検）					YZZ01010102 レベル4
	1	式			
旅費交通費 橋梁数123橋					SHDA0111 00
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			
機械経費 (橋梁定期点検)					YZZ0105 レベル2
	1	式			
機械経費 (橋梁定期点検)					YZZ010501 レベル3
	1	式			
機械経費 (橋梁定期点検)					YZZ01050101 レベル4
	1	式			
橋梁点検車運転 作業床高約6m					V000000100 00
	3	日			
高所作業車運転 作業床高さ8～10m					V9349 00
	1	日			
安全費 (橋梁定期点検)					YZZ0106 レベル2
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費 (橋梁定期点検)					YZZ010601 レベル3
	1	式			
安全費 (橋梁定期点検)					YZZ01060101 レベル4
	1	式			
交通規制設備 規制車両なし					F000000100 00
	4	日			
交通誘導警備員B					R0369 00
	8	人			
直接原価					
その他原価					
計算情報……					
対象額……					
率……					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等					
計算情報……					
対象額……					
率……					

参 考 図 書

業務名称 : **令和8年度 橋梁長期保全事業**
高屋地区ほか市道等橋梁点検業務

＜注意事項＞

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 44 東広島市 00-08.05.01(0) 2 委託	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
道路施設点検業務					Y2C06 レベル1
共通	1	式			Y2C0601 レベル2
打合せ等	1	式			Y2C060101 レベル3
打合せ等 中間打合せ2回	1	式			Y2C06010101 レベル4
打合せ 中間打合せ2回	1	業務			VA010100010 00 単第0 -0001 表
橋梁定期点検業務	1	式			Y2C0603 レベル2
橋梁定期点検業務	1	式			Y2C060301 レベル3
点検計画	1	式			Y2C06030101 レベル4
	123	橋			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
点検計画準備 橋梁数 1 2 3 橋	1	式			SHDA0095 00 単第0 -0002 表
部材番号図作成	1	橋			Y2C06030102レベル4
部材番号図作成 コンクリート橋 橋梁数 1 橋	1	式			SHDA0099 00 単第0 -0011 表
橋梁現場点検(近接目視点検)	121	橋			Y2C06030103レベル4
橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数 1 2 1 橋 -	1	式			SHDA0103 00 単第0 -0013 表
橋梁現場点検(近接目視点検) JR跨線橋	2	橋			Y2C06030103レベル4
橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数2橋 JR跨線橋	1	式			VHDA0103 00 単第0 -0023 表
橋梁点検結果取りまとめ	123	橋			Y2C06030104レベル4
橋梁点検結果取りまとめ 橋梁数 1 2 3 橋	1	式			SHDA0107 00 単第0 -0025 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
成果品作成					Y2C06030105レベル4
	123	橋			
成果品資料作成 橋梁数123橋					SHDA0087 00
	1	式			単第0 -0034 表
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費 (橋梁定期点検)					YZZ01010102レベル4
	1	式			
旅費交通費 橋梁数 1 2 3 橋					SHDA0111 00
	1	式			単第0 -0036 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務	1	式			S2Z0102X3 00 単第0 -0038 表
機械経費(橋梁定期点検)	1	式			YZZ0105 レベル2
機械経費(橋梁定期点検)	1	式			YZZ010501 レベル3
機械経費(橋梁定期点検)	1	式			YZZ01050101 レベル4
橋梁点検車運転 作業床高約6m	3	日			V000000100 00 単第0 -0039 表
高所作業車運転 作業床高さ8~10m	1	日			V9349 00 単第0 -0040 表
安全費(橋梁定期点検)	1	式			YZZ0106 レベル2

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費（橋梁定期点検）	1	式			YZZ010601 レベル3
安全費（橋梁定期点検）	1	式			YZZ01060101 レベル4
交通規制設備 規制車両なし	4	日			F000000100 00
交通誘導警備員B	8	人			R0369 00
** 直接原価 **					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

施工単価表

点検計画準備
橋梁数 1 2 3 橋

SHDA0095

単第0 -0002 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
点検計画準備 橋長5m未満	55	橋			単第0-0003 表
点検計画準備 橋長5m以上10m未満	18	橋			単第0-0004 表
点検計画準備 橋長10m以上15m未満	17	橋			単第0-0005 表
点検計画準備 橋長15m以上20m未満	13	橋			単第0-0006 表
点検計画準備 橋長20m以上30m未満	15	橋			単第0-0007 表
点検計画準備 橋長30m以上50m未満	3	橋			単第0-0008 表
点検計画準備 橋長50m以上75m未満	1	橋			単第0-0009 表
点検計画準備 橋長150m以上200m未満	1	橋			単第0-0010 表
*** 単位当たり ***	1	式			
A=55 橋長5m未満(橋) C=17 橋長10m以上15m未満(橋) E=15 橋長20m以上30m未満(橋)			B=18 橋長5m以上10m未満(橋) D=13 橋長15m以上20m未満(橋) F=3 橋長30m以上50m未満(橋)		
G=1 橋長50m以上75m未満(橋) I=0 橋長100m以上150m未満(橋) K=0 橋長200m以上250m未満(橋)			H=0 橋長75m以上100m未満(橋) J=1 橋長150m以上200m未満(橋) L=0 橋長250m以上300m未満(橋)		
M=0 橋長300m以上350m未満(橋)			N=0 橋長350m以上400m未満(橋)		

施工単価表

橋梁現場点検(近接目視点検)
橋梁数 1 2 1 橋

SHDA0103

単第0 -0013 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長5m未満	55	橋			単第0-0014 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長5m以上10m未満	18	橋			単第0-0015 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長10m以上15m未満	17	橋			単第0-0016 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長15m以上20m未満	13	橋			単第0-0017 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長20m以上30m未満	13	橋			単第0-0018 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長30m以上50m未満	3	橋			単第0-0019 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長50m以上75m未満	1	橋			単第0-0020 表
橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長150m以上200m未満	1	橋			単第0-0021 表
点検橋梁が複数ある場合の橋梁間の移動	120	回			単第0-0022 表
*** 単位当たり ***	1	式			
A=1 C=18 E=13	- 橋長5m以上10m未満(橋) 橋長15m以上20m未満(橋)		B=55 D=17 F=13	橋長5m未満(橋) 橋長10m以上15m未満(橋) 橋長20m以上30m未満(橋)	
G=3 I=0 K=1	橋長30m以上50m未満(橋) 橋長75m以上100m未満(橋) 橋長150m以上200m未満(橋)		H=1 J=0 L=0	橋長50m以上75m未満(橋) 橋長100m以上150m未満(橋) 橋長200m以上250m未満(橋)	

施工単価表

橋梁点検結果取りまとめ
橋梁数 1 2 3 橋

SHDA0107

単第0 -0025 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁点検結果取りまとめ 橋長5m未満	55	橋			単第0-0026 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長5m以上10m未満	18	橋			単第0-0027 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長10m以上15m未満	17	橋			単第0-0028 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長15m以上20m未満	13	橋			単第0-0029 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長20m以上30m未満	15	橋			単第0-0030 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長30m以上50m未満	3	橋			単第0-0031 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長50m以上75m未満	1	橋			単第0-0032 表
橋梁点検結果取りまとめ 橋長150m以上200m未満	1	橋			単第0-0033 表
*** 単位当たり ***	1	式			
A=55 橋長5m未満(橋) C=17 橋長10m以上15m未満(橋) E=15 橋長20m以上30m未満(橋)			B=18 橋長5m以上10m未満(橋) D=13 橋長15m以上20m未満(橋) F=3 橋長30m以上50m未満(橋)		
G=1 橋長50m以上75m未満(橋) I=0 橋長100m以上150m未満(橋) K=0 橋長200m以上250m未満(橋)			H=0 橋長75m以上100m未満(橋) J=1 橋長150m以上200m未満(橋) L=0 橋長250m以上300m未満(橋)		
M=0 橋長300m以上350m未満(橋)			N=0 橋長350m以上400m未満(橋)		

